

議案第30号

三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年3月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者の<u>うち</u>、町内に住所を有する者（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。）及び国民健康保</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者で<u>あって</u>、町内に住所を有する者（ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。）及び国民健康保</p>

法第 116 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされた者であつて、医療を受ける者の属する世帯の生計を主として維持する者が、当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が 4 月又は 5 月の場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和 26 年法律第 226 号）の規定による町民税（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）が課されない者又は三朝町税条例（昭和 45 年三朝町条例第 18 号）で定めるところにより町税を免除された者（当該町民税の賦課期日において町内に住所を有しない者を除く。）である場合をいう。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 25 条による医療の給付を受ける者及び三朝町特別医療費助成条例（昭和 48 年三朝町条例第 34 号）第 2 条第 1 項の規定により助成を受ける者を除く。

(1)～(3) 略

(4) 略

2 及び 3 略

法第 116 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされた者をいう。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 25 条による医療の給付を受ける者及び三朝町特別医療費助成条例（昭和 48 年三朝町条例第 34 号）第 2 条第 1 項の規定により助成を受ける者を除く。

(1)～(3) 略

(4) 母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 1 条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第 2 号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養している者並びにこれらの者が扶養している児童

(5) 略

2 及び 3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三朝町医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。